

平成23年度

総合政策局関係予算概要

平成23年1月

国土交通省総合政策局

# 目 次

I. 平成23年度総合政策局関係予算総括表	1
II. 主要事項	
◎ <u>交通基本法関連施策の充実</u>	
○地域公共交通の確保・維持・改善の推進 ～生活交通サバイバル戦略～	2
◎ <u>成長戦略の実現</u>	
○官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進	3
○官民連携による海外プロジェクトの推進	4
○建設産業対策	5
○不動産再生による不動産投資市場の活性化のための 環境整備・支援	6
○海洋基本計画等に基づく海洋政策の推進	7
◎ <u>安全安心、環境等のための施策の推進</u>	
○モーダルシフト等の推進	9
○生物多様性保全の推進	10
○運輸安全マネジメント制度の充実・強化	11
○バリアフリー新法に基づく一体的・ 総合的なバリアフリー化の推進	12
○情報化施工技術の活用による施工環境の改善	13
○社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立	14

# 平成23年度総合政策局関係予算総括表

(単位：百万円)

	国		費	
	23年度 予算額 (A)	うち 特別枠	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
<b>●主要事項</b>				
○交通基本法関連施策の充実				
・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 ～生活交通サバイバル戦略～	30,530	30,530	0 ※1 (21,513)	- (1.42)
○成長戦略の実現				
・官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進	712	388	0	-
・官民連携による海外プロジェクトの推進	856	602	313	2.74
・建設産業対策	345	0	1,157	0.30
・不動産再生による不動産投資市場の活性化のための環境整備・支援	30	0	0	-
・海洋基本計画等に基づく海洋政策の推進（海洋マネジメントビジョンの策定）	13	0	14	0.98
○安全安心、環境等のための施策の推進				
・モーダルシフト等の推進	107	0	0	-
・生物多様性保全の推進	12	0	0	-
・運輸安全マネジメント制度の充実・強化	48	0	31	1.56
・バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進	44	0	51	0.86
・情報化施工技術の活用による施工環境の改善	12	0	0	-
・社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立	5	0	0	-
<b>●その他の政策的経費</b>	994	0	※2 5,738	0.17
<b>●その他の行政経費</b>	3,257	0	3,415	0.95
・システム保守管理経費・統計経費等	2,596	0	2,705	0.96
・その他の経費	661	0	710	0.93
合 計	36,964	31,520	10,719	3.45

(注) 端数処理のため計算が合わない場合がある。

(※1) 見直しを行った地域公共交通関連予算を参考掲記している。

(※2) うち4,020百万円は、地域公共交通活性化・再生総合事業。

## ○交通基本法関連施策の充実

### ○ 地域公共交通の確保・維持・改善の推進【新規】 ～生活交通サバイバル戦略～

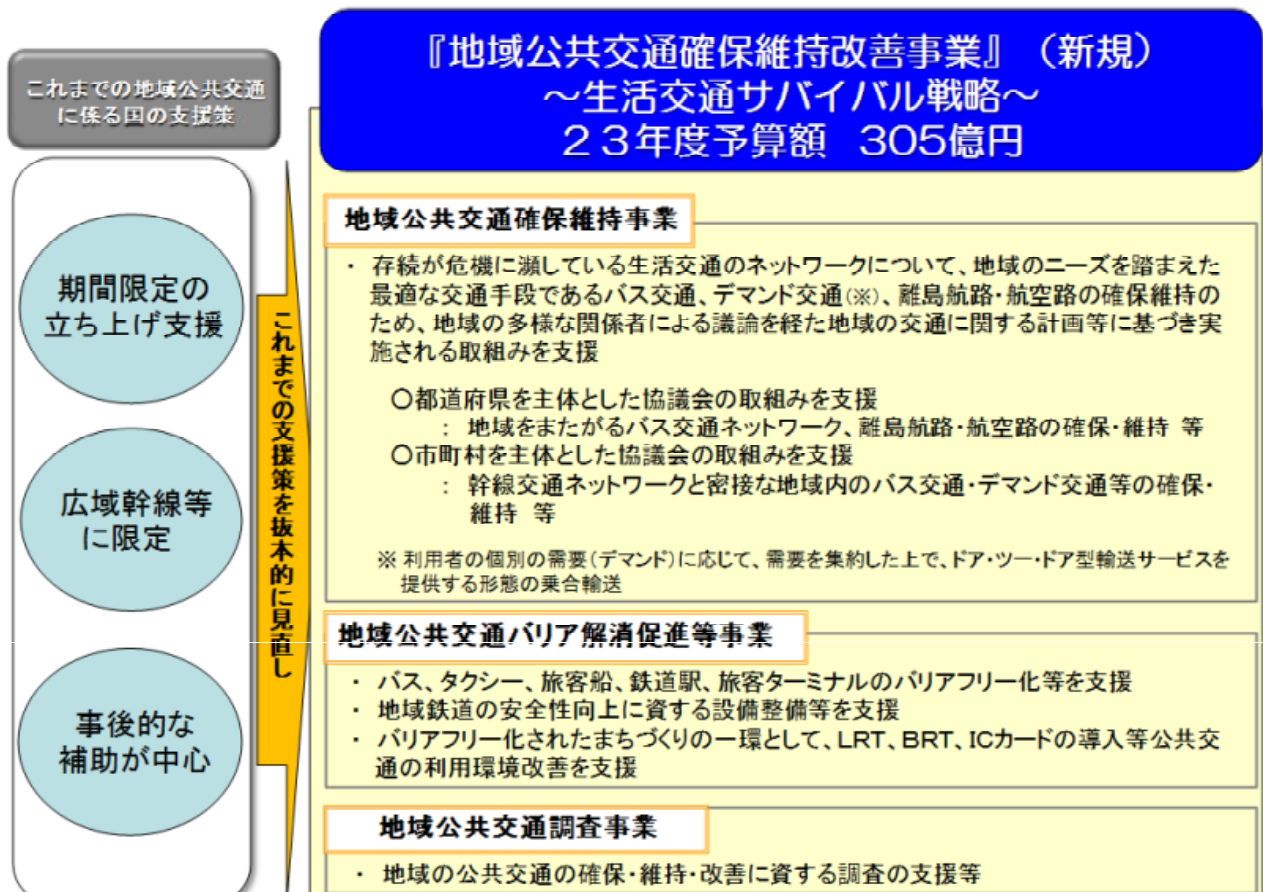
(交通計画課)

予算額 30,530百万円

- 生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

#### <内 容>

- 地域公共交通の確保に対する国の支援策を、これまでの期間限定の立ち上げのみの補助、事後的な欠損の補助等としていた問題点を抜本的に見直し、地域公共交通に係る予算を統合した上で、公共交通が独立採算では確保できない地域等において地域特性に応じ効率的に確保・維持されるために必要な支援を行うとともに、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援等を一体的に行う。
- この支援にあたっては、これまでの支援制度を抜本的に見直すことにより、地方分権の趣旨も踏まえ、国は地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援するとともに、モラルハザードを抑制した効率的・効果的な支援を行う。



## ○成長戦略の実現

### ○ 官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進【新規】 (政策課)

予算額 712百万円

厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実にを行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たなPPP/PFI事業について、具体的な案件の形成等を推進する

#### <内 容>

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日）に基づき、内閣府等関係省庁と連携を図りながら、

- ・ PPP/PFI 事業による社会資本の整備・管理に向けた制度設計、実施可能性等の調査
- ・ 先進的取組等に係る実証支援

を行い、コンセッション方式の導入や独立採算型事業の増加を図る等、PPP/PFI による民間の知恵と資金の積極的な活用を推進する。

厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、新たなPPP/PFI制度の構築を図るとともに、PPP/PFIの活用を推進する。

#### インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用

国土交通省関連のPPP/PFI事業費について  
2020年までの合計で新たに2兆円実施する

##### ▶ PPP/PFIを推進するための制度面の改善

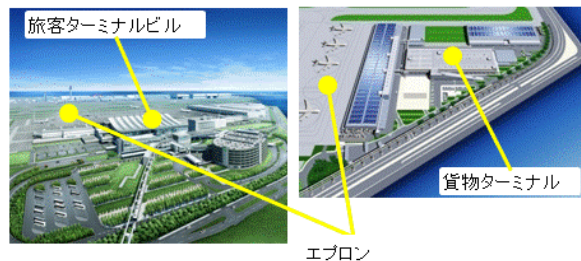
民間の創意工夫を最大限に引き出して社会資本の新規投資や維持管理が実施される仕組みとなるよう、コンセッション方式(\*)を新たに導入することを含めて、PPP/PFIに係る共通制度の改善を図る。

\*コンセッション方式：施設の所有権を移転せず、民間事業者がインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式

##### ▶ PPP/PFIの重点分野とプロジェクトの実施

空港、港湾、鉄道、道路、下水道を重点分野として、自治体・企業から事業提案を募集し、具体的なプロジェクトを形成、実施する。

#### 【PFI事業例】羽田空港国際線地区におけるターミナル等の整備・運営



#### 【PFI事業例】県営上安住宅整備事業（公営住宅の建替え）

事業地内に社会福祉施設、商業施設等を整備



○ 官民連携による海外プロジェクトの推進【新規・拡充】  
 (国際企画室・国際業務室・国際建設市場室・国際建設推進室)

予算額 856百万円

- ・アジアにおける膨大なインフラ需要を獲得し、成長の果実を取り込むため、なるべく早い段階から官民が連携して他国企業に対して競争できる体制を構築する必要がある。
- ・このため、官民連携による海外プロジェクトの実現に向けて、プロジェクト構想段階から受注・実施段階に至るまで、総合的・戦略的な支援・推進体制を整備し、具体的案件の受注を目指す。

<内 容>

- ・具体的な案件受注を目的として、プロジェクト獲得の成否を左右する事業早期の案件発掘・案件形成及び獲得に向けた働きかけ等を支援するとともに、「パッケージ化する力が弱い」とされる我が国企業のコンソーシアム形成を促進するため、セミナーの開催、要人招聘、協議会の設置等を実施する。
- ・更に、トップセールス等の効果的・機動的な実施、人材育成等により、海外プロジェクトを総合的に支援する。

【官民連携による海外プロジェクトの推進】

「国土交通省成長戦略」を踏まえた官民連携による海外プロジェクトの実現に向けて、プロジェクト構想段階から受注・実施段階に至るまで、総合的・戦略的な支援・推進体制を整備し、具体的案件の受注を目指す。

「国土交通省成長戦略」の3つの柱を踏まえた取り組みの強化

リーダーシップ、組織・体制

- 政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開、体制・組織の強化等を更に推進
- ▶ トップセールスを含む相手国政府とのハイレベル協議やシンポジウムの開催、相手国要人・政府行政官の招聘等の実施
  - ▶ 我が国の技術を活かし、我が国企業の海外進出を促進するため、構想段階から官民連携による案件形成・コンソーシアム形成等を支援
  - ▶ 海外事業のノウハウを有する国内外の企業との人材交流等への支援
- 等

スタンダード

- 我が国の優れた技術・システムの国際標準化や相手国でのスタンダード獲得に向けた取組を強化
- ▶ 国際機関・標準化団体へ積極的な参画、我が国提案への賛同国増加に向けた働きかけ強化
  - ▶ セミナー・研修開催、専門家派遣等を通じた日本規格の理解・普及促進
- 等

金融メカニズム

- 民間資金等の活用による資金調達手法の検討
- ▶ インフラファンドの組成、リスクの把握・分析等を調査等



## ○ 建設産業対策【新規・延長】

(建設業課・建設市場整備課)

予算額 345百万円

### ○成長戦略の担い手たる建設産業の育成と事業転換の促進

#### (1) 事業転換のための課題解決支援

- ・ P P P、エコ建築、耐震、リフォーム、農林業等の成長戦略関連分野への展開を行おうとする建設企業に対して、各分野の専門家による出口に至るまでのきめ細やかな課題解決支援を行う。

#### (2) 成長戦略関連ノウハウ・技術の移転促進

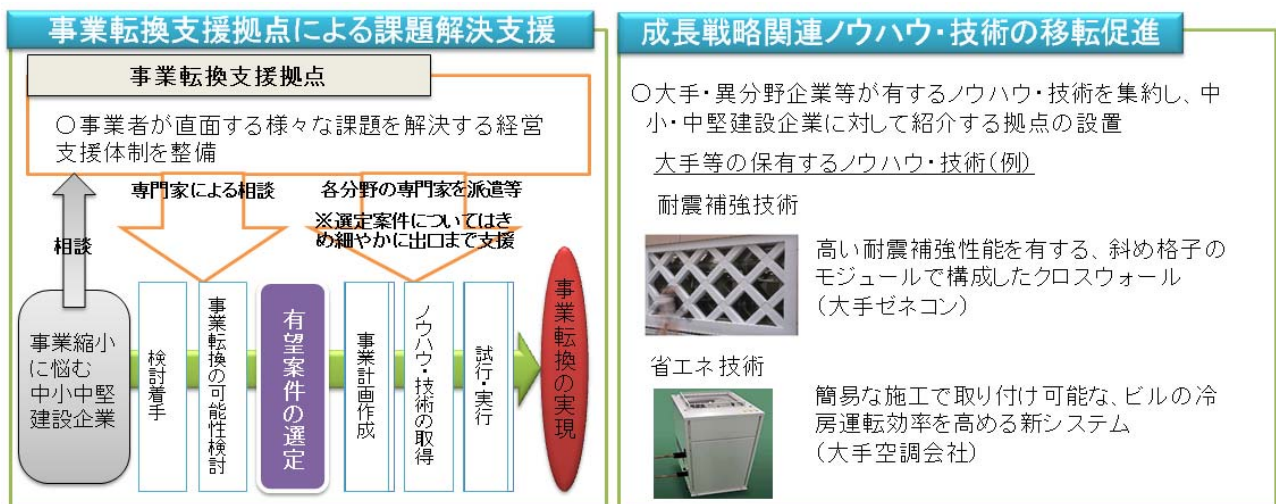
- ・ 大手・異分野企業等が有するノウハウ・技術を集約し、中小・中堅建設企業に対して提供する拠点を設置し、ライセンス契約締結支援等の事業化支援を行う。

#### (3) 維持管理・リフォーム分野での共同事業の推進

- ・ 建設企業が共同受注体制を構築し、地方自治体の公物管理業務等の包括的受注を行おうとする取組等の維持管理・リフォーム分野での共同事業を推進する。

#### (4) 成長分野に対応した技術習得の促進

- ・ 建設技能労働者の成長分野に対応した技能習得を支援し、人材の確保・育成を図る。



### ○取引・契約の適正化・対等化

- ・ 昨今の建設工事の受発注に関するトラブル等の相談が依然として多く寄せられている現状に鑑み、「建設業取引適正化センター」を引き続き運営し、受発注者間のトラブルの迅速かつ円滑な解決を図る。
- ・ これに加えて、中央建設業審議会で建設工事標準請負契約約款が改正され、公正・中立な第三者を受発注者間の協議の段階から活用し円滑に協議が行われるよう規定されたことを踏まえ、第三者の活用促進を図るため、その選定基準の策定等を行う。

○ 不動産再生による不動産投資市場の活性化のための環境整備・支援  
【新規】 (不動産業課)

予算額 30百万円

- ・新しい証券化スキームに対するニーズや効果を把握すること等により、不動産の再生への民間資金導入を促進するための環境整備・支援を行う。

<内 容>

- ・遊休化・老朽化した不動産のリニューアルや環境投資の促進に向けて新たな証券化スキームを円滑に導入・実施するため、様々な証券化手法との比較等のフィージビリティスタディの実施、紛争処理制度の検討整備及び情報システムの整備を行うこと等により、遊休化・老朽化した不動産の再生等への民間資金導入を促進するための環境整備・支援を行う。

不動産証券化手法を活用した 事業形成の促進	紛争処理解決制度の 検討・整備	情報システムの 整備
積極的な不動産証券化の取組みを進める必要がある旧耐震基準不動産等の再生事業について、不動産特定共同事業をはじめとする様々な証券化手法との比較等のフィージビリティスタディを行い、また、その結果を踏まえた周知・普及活動を行うことにより、広く不動産証券化手法の理解を深め、円滑な事業への参加を促進する。	不動産特定共同事業について、自主的な紛争処理体制の整備の支援を行う。	不動産特定共同事業者の基礎的情報や、不利益処分実績等についての情報を整備・公表する。



○ 海洋基本計画等に基づく海洋政策の推進

(海洋マネジメントビジョンの策定 (継続))

(海洋政策課)

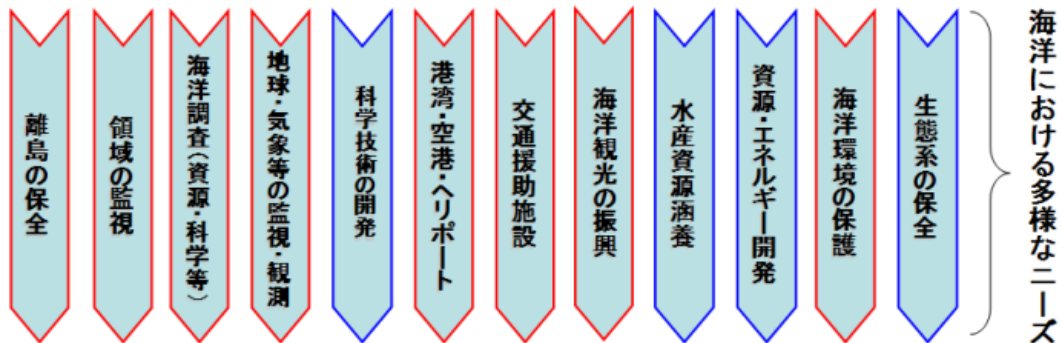
予算額 13百万円

- ・ 21世紀のわが国の持続的な発展のためには、世界で6番目に広大なわが国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があることから、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理のあり方をまとめたビジョン (海洋マネジメントビジョン) を策定する。

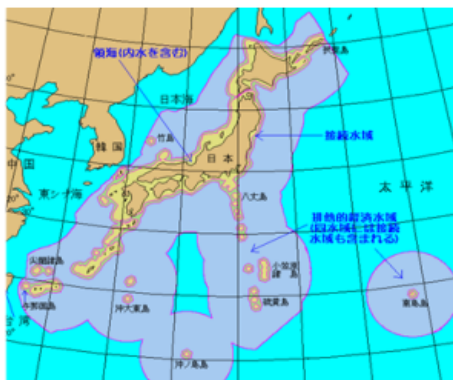
<内 容>

- ・ 200海里海域における地質、気象・海象、海洋資源、船舶交通等の各情報を整理し、海洋の現況図の作成を行うとともに、関係省庁、学識経験者、民間等から構成される検討委員会を設置し、外洋海域における管理のモデルケースや、海洋マネジメントビジョンの策定に向けた検討等を行う。

200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョン



21世紀の海洋マネジメントビジョンの検討

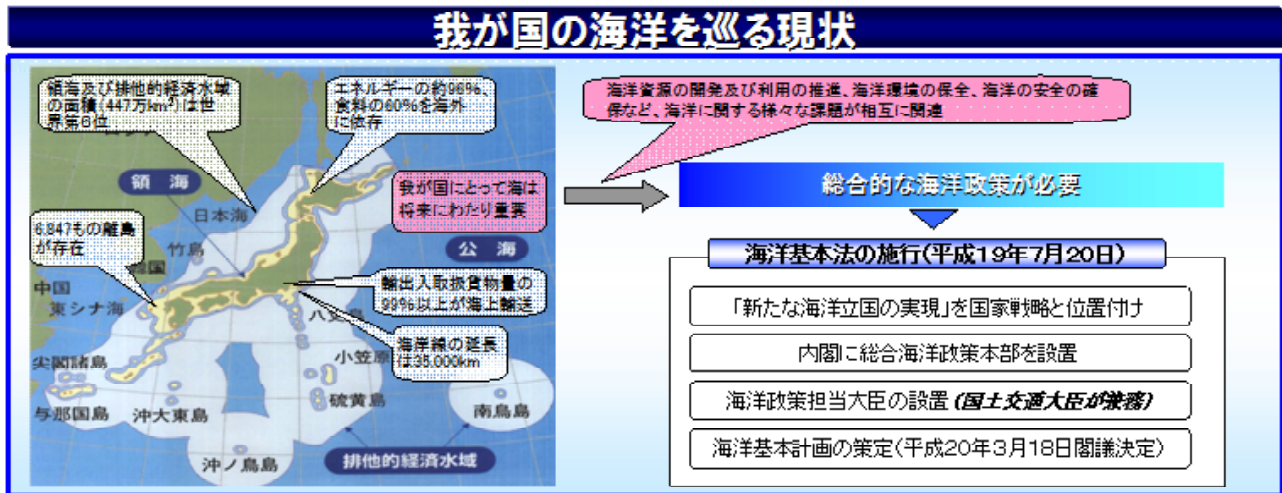


施策の内容

- ・ わが国管轄海域における現況図の作成に関する検討
- ・ 海洋マネジメントビジョン (わが国200海里海域全体を俯瞰し、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、適正な海洋管理のあり方等をまとめたビジョン) の策定に向けた検討

## 海洋立国の推進

- 平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画において、海上輸送の確保、海洋産業の振興、海洋環境の保全、海洋の安全の確保、排他的経済水域等の開発等の推進、離島の保全など、国土交通省の取り組むべき海洋政策が多岐にわたり盛り込まれた。総合政策局においても、関係各局の進める施策と一体となって海洋政策を中長期的展望に立って着実かつ積極的に推進し、四面環海の我が国における新たな海洋立国を実現する。



## 国土交通省の主要施策

### 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

- 海洋に流入する汚濁負荷の下水道による削減
- 海洋環境イニシアティブ  
(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発等)

### 海洋の安全の確保

- 海運の安全確保対策等
- 緊迫化する国際情勢に対応した海上保安体制の重点整備
- 安全・安心で効率的な海上交通の実現
- 海上・沿岸の災害対策の強化

### 海洋に関する国際的協調

- マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策
- ソマリア・アデン湾における海賊対策

### 海洋産業の健全な発展

- 船員教育・雇用促進対策  
(即戦力を備えた船員の養成に向けた内航用練習船の整備等)
- 国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策
- 内航海運・フェリーの競争力強化  
(海上交通の低炭素化等総合事業の拡充等)

### 海洋の総合的管理

- 海洋権益を保全するための海洋調査等の推進
- 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全
- 遠隔離島における活動拠点の整備
- 海洋マネジメントビジョンの策定
- 沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討
- 離島航路の確保・維持等の支援

## ○安全安心、環境等のための施策の推進

### ○ モーダルシフト等の推進【新規】

(政策統括官物流政策室)

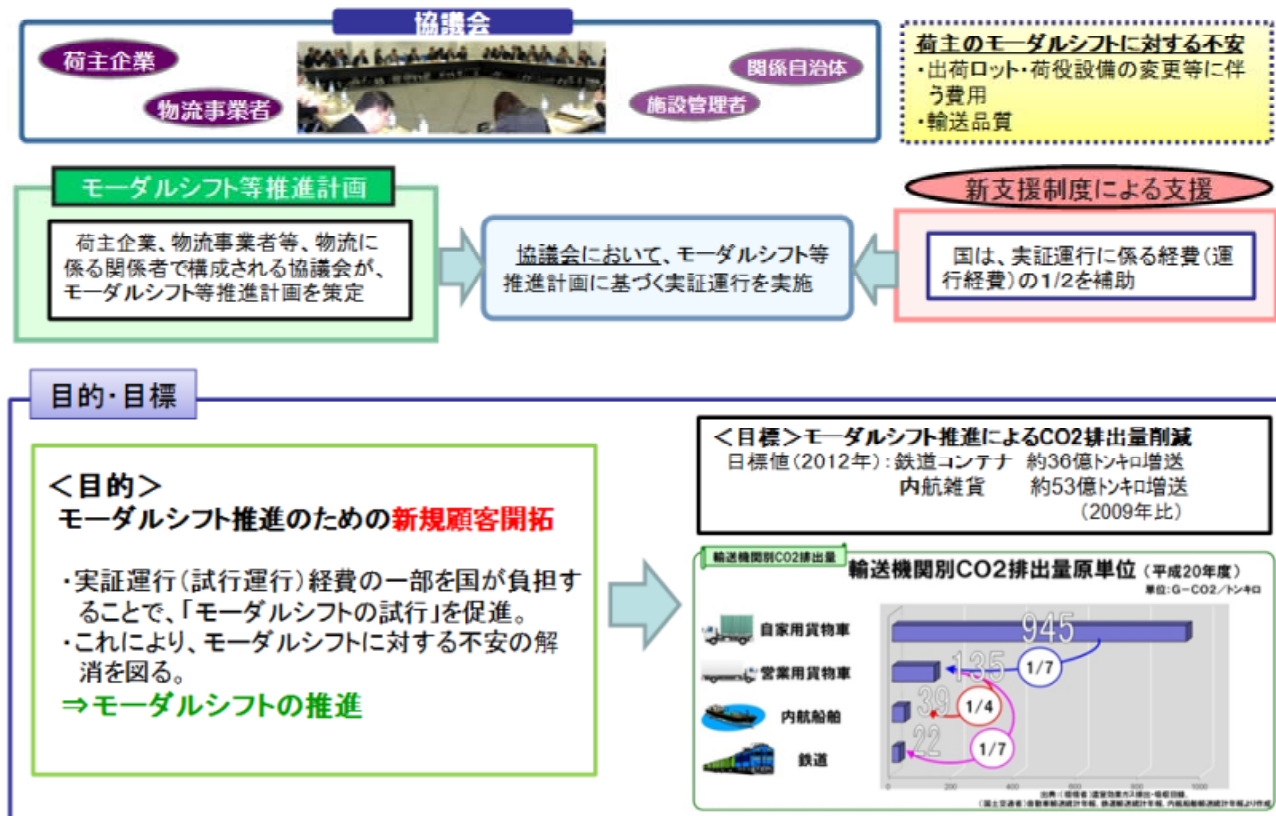
予算額 107百万円

- 荷主企業、物流事業者等、物流に係る関係者の連携によるモーダルシフト等の推進を図る取組を支援する「モーダルシフト等推進事業」を創設し、低炭素型の物流を推進する。

#### <内 容>

- モーダルシフトの実証運行（試行運行）に係る経費の一部を国が負担することにより、モーダルシフトに関する荷主の不安（出荷ロット・荷役設備の変更等に伴う費用負担、輸送品質）を取り除き、もってモーダルシフトの推進並びに低炭素型の物流体系の構築を図る。

## モーダルシフト等推進事業



\* モーダルシフト等推進事業には、幹線輸送における輸送ルートの集約化を含む。

○ 生物多様性保全の推進【新規】

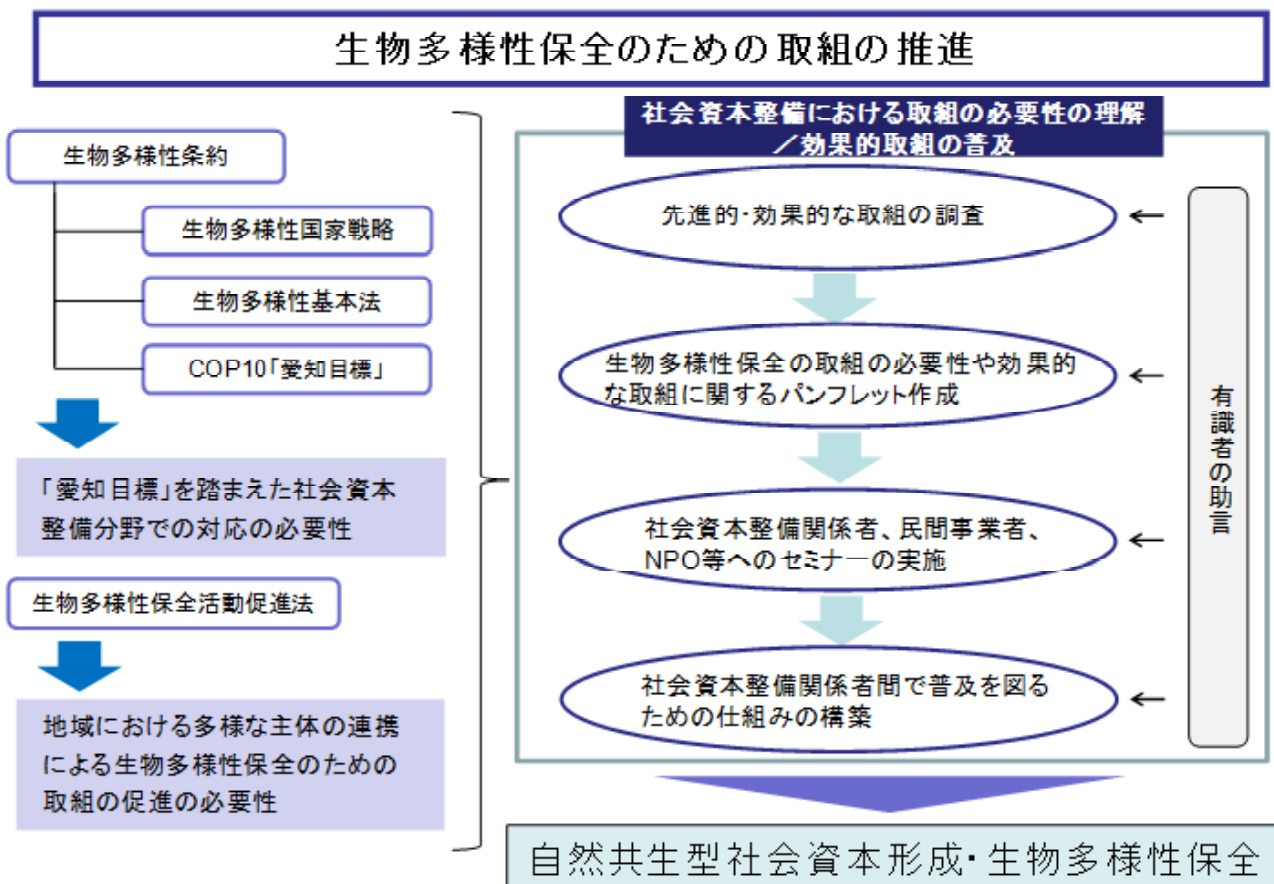
(環境政策課)

予算額 12百万円

- ・ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」や生物多様性保全活動促進法に対応し、国土交通分野においても、生物多様性保全に関する要請が高まっている。
- ・ このような社会的要請に応えていくため、取組の裾野の拡大を図るための情報提供を行い、社会資本整備分野での生物多様性の取組を推進する。

<内 容>

- ・ 社会資本整備分野での先進的・効果的な取組を調査し、取組の必要性や効果的な取組の普及のための資料を作成する。また、セミナー等により、地方公共団体、民間事業者、NPO等への普及を図る。





○ 運輸安全マネジメント制度の充実・強化【継続】

(大臣官房運輸安全監理官)

予算額 48百万円

- ・国民の日常生活を支え、ひとたび事故等が起きれば大きな被害となる公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図る運輸安全マネジメント制度を充実・強化する。

<内 容>

- ・運輸事業者の安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント評価を強力に推進するとともに、より実効的な評価を行うための職員の力量の向上等を図る。
- ・また、運輸安全マネジメント制度の本格化による知見の集積を踏まえ、運輸事業者が事故防止に取り組むための環境の整備を図る。

運輸安全マネジメント制度の充実・強化

経緯

平成17年に入ってヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発(JR西日本福知山線脱線事故等)

鉄道

自動車

海運

航空

➢経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築が必要

➢事業者の自立的・積極的な取組を、国が定期的・継続的にきめ細かく確認・評価することが必要

➢運輸安全一括法の制定(平成18年3月31日公布)

➢官房新組織設立(平成18年度～)

平成18年10月1日～  
運輸安全マネジメント制度の導入

○ 運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道	自動車	海運	航空	計
対象事業者数 (H22.4月)	781	313	4,189	24	5,307
評価済み 事業者数 (H22.8月末)	598	450	1,765	69	2,882

○ 運輸安全マネジメント制度の成果

全体的に見て、経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一丸となった安全管理のための仕組みが概ね構築・運用・改善されている。

また、評価を受けた事業者に対するアンケートにおいて、

①9割以上の事業者より、運輸安全マネジメント制度が自社の安全確保のために有効である、

②9割以上の事業者より、制度導入後、自社の輸送の安全に係る取組について、変化、改善又は充実した点がある、

との回答を得ているところ。

○ バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進  
【継続】 (安心生活政策課)

予算額 44百万円

高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会を実現するため、建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法：平成18年12月施行）の着実な施行のための施策を推進するとともに、新たな施策の展開を図る。

<内 容>

バリアフリー新法の普及促進や新たな施策展開を図るための施策として、バリアフリー基準の見直し等による制度の段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るほか、市町村による基本構想の作成の促進、「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の実施等、一層のバリアフリー化の推進を図る。

バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進

1. 施設設置管理者の講ずべき措置

施設の新設等に際し、バリアフリー基準への適合を義務づけ。また、関係者とともに検討を加え、制度の段階的・継続的な発展を図る（スパイラルアップ）。

【スパイラルアップのための施策】

- バリアフリー化基準適合義務に関する調査・検討
- 視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究
- 障害者等用駐車スペース・トイレに関する機能分散に関する取り組み
- バリアフリーネットワーク会議

2. 基本構想制度の充実

市町村は、区域内の重点整備地区について、バリアフリーに係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する「基本構想」を作成する。

【基本構想作成促進施策】

- バリアフリープロモーター派遣

3. 心のバリアフリー社会の実現

ハード面での整備と併せて、国民一人ひとりが、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力していく「心のバリアフリー」を推進する。

【心のバリアフリーの促進】

- バリアフリー教室の開催
- バリアフリーリーダー認定・育成

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会の実現



○ 情報化施工技術の活用による施工環境の改善【新規】

(建設施工企画課)

予算額 12百万円

- ・ 情報化施工技術は、情報通信技術を工事の施工等に活用し、従来の施工と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工技術であり、生産効率の向上など建設業が抱える課題の解決に資するものである。
- ・ これまで情報化施工推進戦略（平成20年7月策定）に基づき、情報化施工技術を直轄現場に試験的に導入し、その効果を確認した。今後は更なる効果発現を目指し、情報化施工技術が利活用される環境整備を推進する。

<内 容>

- ・ 情報化施工を直轄工事に適用し、利活用を促進するため、情報化施工の特性を活かした効率的な施工管理手法や監督検査手法等を確立し、情報化施工技術の効果発現を促進する。さらに、中小規模工事における技術および手法の導入効果を検証、周知し、技術普及を促進する。

施策の概要

○政策課題及び施策の目的・必要性

情報化施工は建設業が抱える様々な課題への解決手段であるため、普及拡大に努める必要がある。

建設事業を取巻く課題

- 生産効率の向上
- 熟練技術者・技能者の不足
- 施工現場の安全確保
- 地球温暖化問題(CO2削減)
- 社会資本の補修・維持管理費の増大

情報化施工技術例



①施工管理や監督・検査が効率化できていない

○情報化施工を利活用した効率的な施工管理、監督・検査手法が必要。

課題

②中小規模工事までの普及には未だ至っていない

○中小規模工事における情報化施工導入促進策が必要。

施策

①情報化施工の特性を活かした監督・検査基準の整備

②中小規模工事導入事例の詳細調査による導入効果の検証、周知

効果

施策①で監督・検査が省力化が達成される

施策②で中小規模工事へ拡大される

情報化施工による施工全体の業務効率化が達成される

➡ 生産効率の向上、技術者・技能者不足への対応

○ 社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立【新規】  
 (事業総括調整官)

予算額 5百万円

- 高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化する状況にある中で、社会資本の維持管理・更新費がいずれ投資可能総額を上回るおそれが生じており、ライフサイクルコストの低減が喫緊の課題であることから、戦略的維持管理の取組の一環として、社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を平準化（ピークの分散化）するために、施設横断的なマネジメントを行う際の留意事項や検討事項について指針を作成しマネジメント手法を確立する。

<内 容>

- 社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を平準化するために、施設管理者が自ら管理する各施設間で横断的なマネジメントを行うための以下の事項を具体化する。
  - ①大規模施設を対象とした横断的な維持管理・更新計画の策定方法
  - ②耐用年数が迫った施設の連携延命措置の可否判断材料
  - ③施設相互の調整による効率的維持・修繕方法

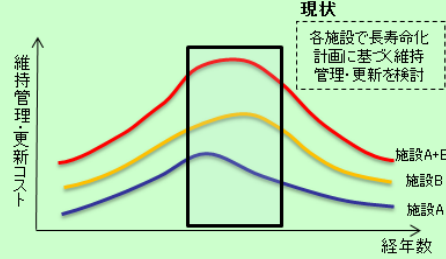
社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立

社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を平準化（ピークの分散化）するために、施設管理者が予防保全マネジメントを自ら管理する各施設間で横断的に行うためのツールを検討し、施設横断的なマネジメントを行う際の留意事項や検討事項について整理した指針を作成する。

■政策課題及び施策の目的・必要性

- 今後、大量の社会資本ストックの老朽化、長期債務の増大等に伴う財政制約がより一層顕在化
- 特に地方公共団体では、施設によっては、修繕・更新がままならない、破損による事故の発生、など既に深刻な状態になりつつある
- 道路橋や下水道、河川管理施設等、施設毎に「予防保全」型の維持管理・更新への取り組みを推進しているが、現状では各施設の長寿命化計画も未策定のところが多い
- 各施設の長寿命化計画が策定され、それぞれでは少額の維持・修繕費用であったとしても、その地域における社会資本全体としてのライフサイクルコストの検証はされていないため、ある特定の時期に費用が集中する恐れがある
- 社会資本全体の維持・更新に係る費用をより一層平準化するためには、**施設毎だけでなく、当該地域における社会資本全体で予防保全型の維持・更新（ライフサイクルコスト）について検討することが重要**

【ある特定地域における施設管理のイメージ図】



個々の施設ではライフサイクルコストが考慮されていても、社会資本全体としてのライフサイクルコストの検証はされていないため、ある特定の時期に維持・更新に係る費用が集中するおそれ

現状では各施設の長寿命化計画も未策定のところが多い

主な施設の長寿命化計画	実績値
全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	54%(H21)
下水道施設の長寿命化計画策定率	約8%(H21)
港湾施設の長寿命化計画策定率	約58%(H21)

◆「事後保全」から「予防保全」へ

